8.鳥獣被害対策について

次に、鳥獣被害対策についてです。

農林水産省によると、本県の令和4年度の野生鳥獣による農作物被害額は、北海道に次いで全国2位の約5億9千万円と、依然として深刻な状況であります。

野生鳥獣による農作物被害は、単に農家の収入を減らすだけでなく、営農意欲も失わせます。農家が今後も農業を続けるためには、被害防止の取り組み、具体的には、侵入防止、捕獲、捕獲獣の利活用の3つの対策について、市町村や猟友会などの関係者と協力して、取り組みを進める必要があります。

この中でも、わたくしは捕獲と捕獲獣の活用の取り組みが特に重要と考えております。

捕獲獣の有効活用については、昨年6月議会の我が会派の代表質問において、「ジビエの活用について」質し、知事からは、民間企業を活用した新たな獣肉供給体制づくりや、不可触部位のペットフードへの活用に向けた取り組みなどについて、前向きな答弁をいただきました。

捕獲獣の活用については、課題も多いとは思いますが、可能な限り有効利用ができるよう、食肉に適さない個体の利用なども含め、引き続き取り組みを進めてもらいたいと思います。

一方、捕獲については、狩猟者の高齢化が進む中、新たな狩猟者の

確保・育成が、大きな課題となっています。

狩猟には、獲物となる野生鳥獣の生態を熟知した高い技術が求められるため、狩猟者は、一朝一夕に増やせるものではありません。

わたくしの地元の猟友会の皆さんからも、「高齢化が進み、後継者が育っていない」との声が聞こえており、このままでは、捕獲に従事する人材がいずれは、いなくなるのではないかと危惧しております。

そこで知事にお尋ねします。

狩猟者の確保・育成に向け、特に経験の浅い狩猟者にしっかりと捕獲に取り組んでもらえるよう、県としてどのような支援を行っているのかお答えください。

【服部知事の答弁】

県では、新たな狩猟者を確保するため、平成 26 年度から狩猟免許試験の回数を年 2 回から 4 回に増やすとともに、今年度から、試験前に開催している講習会の受講料の一部を支援しています。

こうした取組の結果、本県の免許取得者は年々増加しており、現在、約 5,800 人となっています。

一方、免許を取得しても、猟銃の取扱いや、捕獲後の処理などに不安を感じる方も多く、実際に捕獲に従事している方は 9,000 人程度に留まっています。このため、県では、狩猟経験のない免許取得者に経験を積んでいただくため、わなの設置や猟銃の取扱い、捕獲した鳥獣の処理方法について、現地研修会を開催しています。

加えて、昨年度からは、ベテラン狩猟者がマンツーマンで効率的な捕獲技術の

指導を行う研修も実施しています。

　また、捕獲活動を促進するため、国に対し、狩猟者に支払われる捕獲補助金の単価の増額と、十分な財源の確保について、要望しているところです。

　さらに、市町村が捕獲補助金に上乗せして、助成する場合には、特別交付税が措置されることから、この制度の活用を働きかけています。

　県としては、引き続き、こうした取組を進め、狩猟者の確保・育成に努めてまいります。